

議案第 82 号

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正による給料表の改定に伴い、給料の調整額を改める必要がある。

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則（平成１９年杉並区教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

職務の級	定 額
１ 級	11,800円。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給10,527円、 2号給10,598円、 3号給10,670円、 4号給10,741円、 5号給10,818円、 6号給10,906円、 7号給11,000円、 8号給11,099円、 9号給11,198円、10号給11,302円、11号給11,412円、12号給11,528円、 13号給11,638円、14号給11,742円
２ 級	14,400円。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給12,408円、 2号給12,518円、 3号給12,628円、 4号給12,738円、 5号給12,848円、 6号給12,963円、 7号給13,073円、 8号給13,183円、 9号給13,293円、10号給13,387円、11号給13,480円、12号給13,574円、 13号給13,662円、14号給13,755円、15号給13,849円、16号給13,942円、 17号給14,041円、18号給14,140円、19号給14,239円、20号給14,338円
３ 級	15,100円

4 級	15,500円
5 級	16,200円

別表第 2（第 3 条関係）

職務の級	定 額
1 級	8,300円
2 級	10,800円。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給10,152円、 2号給10,242円、 3号給10,332円、 4号給10,422円、 5号給10,512円、 6号給10,606円、 7号給10,696円、 8号給10,786円
3 級	11,300円
4 級	11,600円
5 級	11,900円

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の規定に基づいて支給された給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新		旧	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
職務の級	定額	職務の級	定額
1 級	11,800円 。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給 10,527円 、2号給 10,598円 、3号給 10,670円 、 4号給 10,741円 、5号給 10,818円 、6号給 10,906円 、 7号給 11,000円 、8号給 11,099円 、9号給 11,198円 、 10号給 11,302円 、11号給 11,412円 、12号給 11,528円 、 13号給 11,638円 、14号給 11,742円	1 級	11,700円 。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給 8,992円 、2号給 9,064円 、3号給 9,135円 、 4号給 9,207円 、5号給 9,284円 、6号給 9,366円 、 7号給 9,449円 、8号給 9,537円 、9号給 9,625円 、 10号給 9,718円 、11号給 9,817円 、12号給 9,922円 、 13号給 10,026円 、14号給 10,131円 、15号給 10,241円 、 16号給 10,351円 、17号給 10,466円 、18号給 10,593円 、 19号給 10,719円 、20号給 10,846円 、21号給 10,972円 、 22号給 11,027円 、23号給 11,088円 、24号給 11,148円 、 25号給 11,209円 、26号給 11,275円 、27号給 11,341円 、 28号給 11,407円 、29号給 11,473円 、30号給 11,533円 、 31号給 11,594円 、32号給 11,654円
2 級	14,400円。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給 12,408円 、2号給 12,518円 、3号給 12,628円 、 4号給 12,738円 、5号給 12,848円 、6号給 12,963円 、 7号給 13,073円 、8号給 13,183円 、9号給 13,293円 、 10号給 13,387円 、11号給 13,480円 、12号給 13,574円 、 13号給 13,662円 、14号給 13,755円 、15号給 13,849円 、 16号給 13,942円 、17号給 14,041円 、18号給 14,140円 、 19号給 14,239円 、20号給 14,338円	2 級	14,400円。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給 10,686円 、2号給 10,796円 、3号給 10,906円 、 4号給 11,016円 、5号給 11,126円 、6号給 11,242円 、 7号給 11,352円 、8号給 11,462円 、9号給 11,572円 、 10号給 11,676円 、11号給 11,781円 、12号給 11,885円 、 13号給 11,990円 、14号給 12,094円 、15号給 12,199円 、 16号給 12,303円 、17号給 12,413円 、18号給 12,529円 、 19号給 12,644円 、20号給 12,760円 、21号給 12,870円 、 22号給 12,985円 、23号給 13,095円 、24号給 13,205円 、 25号給 13,310円 、26号給 13,420円 、27号給 13,524円 、 28号給 13,629円 、29号給 13,733円 、30号給 13,838円 、 31号給 13,948円 、32号給 14,052円 、33号給 14,157円 、 34号給 14,267円 、35号給 14,371円
3 級	15,100円	3 級	14,900円 。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。

新			旧		
					とする。 1号給13,882円、2号給14,003円、3号給14,118円、 4号給14,228円、5号給14,338円、6号給14,454円、 7号給14,564円、8号給14,679円、9号給14,789円
4 級	15,500円		4 級	15,300円。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給15,108円、2号給15,224円	
5 級	16,200円		5 級	15,800円	
全部改正〔令和5年教委規則44号〕			全部改正〔令和5年教委規則44号〕		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
職務の級	定額		職務の級	定額	
1 級	8,300円		1 級	8,000円。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給7,357円、2号給7,416円、3号給7,474円、4号給7,533円、5号給7,596円、6号給7,663円、7号給7,731円、8号給7,803円、9号給7,875円、10号給7,951円	
2 級	10,800円。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給10,152円、2号給10,242円、3号給10,332円、 4号給10,422円、5号給10,512円、6号給10,606円、 7号給10,696円、8号給10,786円		2 級	10,700円。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給8,743円、2号給8,833円、3号給8,923円、 4号給9,013円、5号給9,103円、6号給9,198円、 7号給9,288円、8号給9,378円、9号給9,468円、10号給9,553円、11号給9,639円、12号給9,724円、13号給9,810円、14号給9,895円、15号給9,981円、16号給10,066円、17号給10,156円、18号給10,251円、19号給10,345円、20号給10,440円、21号給10,530円、22号給10,624円	
3 級	11,300円		3 級	11,100円	
4 級	11,600円		4 級	11,400円	
5 級	11,900円		5 級	11,700円	